

台風襲来に伴う措置

1. 休校の措置

- (1)大阪府教育委員会が休校の措置を発表した場合
- (2)午前6時(6時を含む)、大阪府下に暴風警報が発令されている場合(注意報の場合は登校すること)
- (3)他府県に居住し、その居住府県下に暴風警報が発令されている場合
……当該地域に居住している者のみ公欠扱い
- (4)堺市に「特別警報」や「避難指示」が出ている場合は休校とする。居住地に「特別警報」や「避難指示」が出ている場合は、当該生徒のみ公欠扱いとする。また、通学途中などの安全確保ができない生徒についても、同様の扱いとする。

2. 暴風警報・特別警報・避難指示が早期に解除した時の始業時間午前 6 時までに解除になった場合 ………平常授業

3. 休校を補う登校日

休校を補う登校日を設け、授業を行うことがある

4. 考査期間中に暴風警報が発令された場合

- (1)全校休校の場合、その日の考査は考査期間の最終日の翌日に行う
- (2)他府県居住者が暴風警報発令により受験できない場合、公欠扱いとする
- (3)午前6時までに暴風警報が解除された場合、予定通り考査を実施するただし、暴風警報が解除されない地域があつたり、交通機関が不通のため一部生徒が登校できない場合は状況により全学年自習とし、その日の考査は考査期間の最終日の翌日にすることがある。

5. 道路決壊、交通機関の不通その他の理由のため登校できなかった場合は、後日学級担任まで文章にて申し出ること

6. 付記

- (1)いずれの場合もテレビ・ラジオ・学校HP 等の情報で確認すること
- (2)大雨洪水警報・強風注意報の場合は平常授業(学校 HP で確認)
- (3)登校後、気象状況により下校時刻を早める場合がある

鉄道ストに伴う措置

1. 南海高野線がストの場合

- (1)始発までに解除した場合………平常授業
- (2)午前 7 時までに解除した場合………第3 時限より授業
- (3)午前10時までに解除した場合………第5 時限より授業
- (4)午前10時を過ぎてもストが続行している場合………臨時休校

2. 南海高野線以外がストの場合は、平常通り授業を行うので、他の交通機関を利用して登校すること。

3. 他の交通機関のストにより登校できなかった場合は、学級担任まで申し出ること。出欠の扱いは、申し出によって対処する。